

第3回 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(改定版)」

改定に係る意見聴取会議 開催結果

1 日 時 平成25年9月13日(金) 午前10時から午前12時

2 場 所 ルビノ京都堀川 銀閣の間

3 出席者

(委員) 中村座長、桐野副座長、井上委員、大島委員、北委員、桑原委員、
芹澤委員、富名腰委員、三木委員、和多田委員、藤村委員

(欠席：寺井委員、小田委員)

(京都府) 松村健康福祉部こども政策監、足立男女共同参画課長、
福井家庭支援課長、田中家庭支援総合センター参事、
高田府警本部生活安全対策課警視 等

4 会議内容

論点について

① 地域での支援のあり方について

- 地域での支援は、被害への気づきを促す「相談の支援」と、一時保護・避難後の「生活(自立)の支援」がある。
- 家庭に留まる選択をする被害者への、安全確保、被害への気づきを促すカウンセリング等の支援が必要である。
- 地域での支援の手がかりは地域生活サポーターである。
- 電話相談窓口の充実、相談員の専門生の向上と、将来的にはカウンセリングの(無料)提供を目標としたい。

② 啓発のあり方について

- スポーツ界、学校教育の中での体罰を防止する啓発が必要である。
- より早期の教育啓発が必要であるが、低学齢に対しては家庭教育が重要になる。
- 弁護士、警察、民生委員、調停委員、保護司、教職員等、支援者側の意識啓発が必要である。
- 被害者自身が被害を自覚できる啓発、人権教育を行うとともに、身近な家族や友人が相談を受けた際に相談機関を紹介できるよう啓発が求められる。

③ 加害者対策について

- 予防啓発も広い意味では加害者対策である。被害者の「被害者化」と平行して加害者の「加害者化」（被害・加害への気付き）も必要である。
- 男性が多い領域である企業への働きかけも必要。尊重し合うコミュニケーション、パートナーシップやアサーションは企業研修でも役に立つ。
- 更生プログラムの有効性は国際的にも議論があるが、インストールすれば直るという問題ではない。専門的で長期間の取組が必要である。
- 離婚は被害者に対しては暴力は終わりだが、加害者自身・社会的な視点では脱暴力されていない。脱暴力は一人ではできない。加害者を孤立させると、ストーキング等に発展する恐れがある。
- 加害者側もストレスを抱えており、更生プログラムがあれば加害者にも救いになる。
- 緊急的な被害者の保護と同時に、加害者に対してもカウンセリングか自助グループができればかなり違うのではないか。
- 加害者の相談・カウンセリング（傾聴）が改善に繋がりやすいと聞いている。
- 男性相談は1つの手がかりであるが、訓練され、ジェンダーの視点を持った相談員でないといけない。産業カウンセラーなどは殆どジェンダーの視点がない。臨床心理士も同じく。企業の中でのハラスメント・暴力あるので必要な視点ではある。
- 女性相談と男性相談の相談員にDVの認識（理解）に差違がある。
- DVだけでなく男性にもいろいろな悩みがあり、それをどうフォローするかという点で男性相談は1つの手がかりである。
- 「加害者対策」としては更生だけでなく、加害者に対する指導など、被害者の安全・安心のための加害者対策についても考えたい。